

1 - 1 - 36 建設副産物

(1. ～ 9. 省略)

10. 受注者は、令和4年9月2日に公布された「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」及び「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」の一部改正（令和5年1月1日施行）に基づき、次のとおり実施しなければならない。

(1) 再生資源利用計画

受注者は、作成した再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(2) 再生資源利用促進計画

受注者は、作成した再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(3) 第1条及び第2条に規定する再生資源利用(促進)計画の工事現場掲示様式については、国土交通省のホームページに掲載している様式を使用することとする。

(国土交通省ホームページ掲載場所)

「再生資源利用 [促進] 計画様式 (建設リサイクル報告様式兼用) 現場掲示対応版

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm